平成２６年（フ）第３４５号
神奈川県小田原市南鴨宮１丁目３番１号　第３和美荘303号
債務者　渡辺　映子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４６号
神奈川県小田原市南鴨宮１丁目３番１号　第３和美荘303号
債務者　渡辺　貴史
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６２号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地　県営夢前台住宅２号棟510号
債務者　藤野早百合
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７４号
兵庫県高砂市米田町米田新186番地の11
債務者　上道　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市御立中５丁目11番11号
債務者　宮本　朝美
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２６号
兵庫県姫路市北今宿３丁目16番36号
債務者　赤羽　弘生
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３７号
兵庫県加古川市加古川町美乃利380番地の１　グリーンコート加古川２番館104号
債務者　神農勝久こと　姜　　英植
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４２号
兵庫県加古川市別府町石町８番地　サンハイツ別府102号、従前の住所兵庫県加古川市上荘町国包217番地
債務者　大貫　正弘
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４３号
兵庫県加古川市別府町石町８番地　サンハイツ別府102号、従前の住所兵庫県加古川市上荘町国包217番地
債務者　大貫あき子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６８号
兵庫県姫路市青山南１丁目３番４―303号　県公営住宅青山団地４号棟
債務者　土井　敬子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７号
鳥取県東伯郡三朝町大字助谷491番地２
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３８号
鳥取県倉吉市広瀬町1577番地３　県営越殿団地32号
債務者　山中　香織
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第６９号
岡山県真庭市目木1975番地１　１―408
債務者　前田　秀子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６４９号
広島市安佐南区山本２丁目９番18―602号
債務者　高宮　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６６号
福岡県大野城市東大利１丁目10番６―207号　第２リバーサイドシブタ
債務者　山内　直美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８４号
福岡市城南区南片江３丁目11番11号
債務者　久保田博子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９７号
福岡県朝倉市入地2821番地３
債務者　森　由加利
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部